

相生市パートナーシップ制度

- 相生市パートナーシップ制度は、互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係にある二人が、市に届出し、市がその届出を受理したことを公に証明する制度です。（届出者の戸籍上の性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティは問いません。）
- 法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルなどの日常生活の困りごとや不安の解消につなげ、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指します。
- ご希望に応じて、お二人のほかに、子ども、親等の近親者（以下「近親者等」）を含む家族の関係を届け出ることができます。

※本制度は法律上の婚姻とは異なり、届出をしても法的な効力（相続・税金の控除等）は発生しません。

届出することができるお二人

届出をされるお二人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ① 成年に達していること（満18歳以上）
- ② どちらか1人は相生市民であること（転入予定者を含む。）
- ③ 民法における配偶者がいないこと
- ④ 届出しようとする相手方以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤ 民法に規定する婚姻ができない続柄（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと（パートナーシップの関係に基づく養子縁組によって近親者となった場合を除きます。）

※ 国籍や性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティを問いません。

近親者等として届出られる人

原則として、届出をしようとする近親者等が、次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 届出されるお二人のいずれか一方と生計を同一とする子ども
- ② 届出されるお二人のいずれか一方の親等の近親者（①にあたらない子どもを含む。）

ただし、特別な事情があると認められる場合は、上記の要件に関わらず届出ができます。

お問合せ先：相生市企画総務部総務課 0791 - 23 - 7126

届出手続きの流れ

- ① 指定の届出書に以下の必要書類を添えて、市にご提出ください。
- ② 市が届出を受理したことを証明する受理証明書を、後日発行します。
※ご本人の希望により、郵送による手続きも可能です。

必要書類

- 1 住所が確認できる書類
住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書のコピー（転入予定者）
- 2 婚姻していないことが確認できる書類
戸籍抄本、独身証明書、外国籍の方は婚姻要件具備証明書 等
- 3 本人確認書類
マイナンバーカード、旅券、運転免許証など本人の顔写真が貼付された証明書
- 4 通称名を使用していることが分かる書類（希望する場合）
マイナンバーカードや顔写真付きの社員証・学生証など
- 5 近親者等の記載に関する書類（希望する場合）
住民票など届出者との生計同一が確認できる書類、近親者等の同意書（満15歳以上の場合）

受理証明書の提示等により、相生市の行政サービス等が利用しやすくなります。

・市営住宅の入居 ・市民病院の面会等

～ 市民・事業者等のみなさんへ ～

本制度は、法律上の婚姻のように法的な権利や義務が生じるものではありませんが、市民、事業所、医療機関等のみなさまに「多様な性」や「様々な家族の在り方」への理解が深まり、誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

本制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる機会が増えますようご協力をお願いいたします。

お問合せ先：相生市企画総務部総務課 0791 - 23 - 7126